

国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 教育職員(第4条―第7条)</p> <p>第3章 非常勤職員(第8条・第9条)</p> <p>第4章 その他(第10条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第4条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構</u>(以下「機構」という。)に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 教育職員 (給与)</p> <p>第5条 教育職員の給与については、国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する教育職員給与規程に定める。</p>	<p>国立大学法人東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構に勤務する職員就業規則</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第3条)</p> <p>第2章 教育職員(第4条―第7条)</p> <p>第3章 非常勤職員(第8条・第9条)</p> <p>第4章 その他(第10条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第4条第2項及び第3項の規定に基づき、<u>グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構</u>(以下「機構」という。)に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 教育職員 (給与)</p> <p>第5条 教育職員の給与については、国立大学法人東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構に勤務する教育職員給与規程に定める。</p>	

附 則(規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。